

1 条例・規則 編

1 条例・規則編

滋賀県食品衛生基準条例	…… 平成12年3月29日	滋賀県条例第54号	…… 1
滋賀県食品衛生等施行細則	…… 昭和47年12月1日	滋賀県規則第82号	…… 19
滋賀県製菓衛生師法施行細則	…… 昭和42年7月10日	滋賀県規則第39号	…… 29
滋賀県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則			
	…… 平成3年11月30日	滋賀県規則第64号	…… 37
滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例	…… 平成4年10月7日	滋賀県条例第42号	…… 49
滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則	…… 平成5年1月11日	滋賀県規則第1号	…… 57

○滋賀県食品衛生基準条例

平成12年3月29日滋賀県条例第54号

改正

平成15年12月25日条例第75号

平成21年3月30日条例第42号

滋賀県食品衛生基準条例をここに公布する。

滋賀県食品衛生基準条例

(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第50条第2項および第51条の規定に基づき、営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関する必要な基準および営業の施設についての業種別の公衆衛生の見地からの必要な基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「自動車営業」とは、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪自動車を除く。）をいう。以下同じ。）に施設を設けて行う営業であって、別表第3第2の1の項から3の項までに掲げる業種であるものをいう。

2 この条例において「自動販売機営業」とは、自動販売機による営業であって、飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業または冰雪製造業であるものをいう。

3 この条例において「特定簡易営業」とは、出店の都度、組立式の店舗その他の簡易な施設を設けて行う営業であって、別表第5第2の1の項および2の項に掲げる業種であるものをいう。

4 前3項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法および食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）において使用する用語の例による。

(公衆衛生上の措置の基準)

第3条 法第50条第2項に規定する基準は、別表第1のとおりとする。

2 営業の形態その他特別の事情により前項の基準によりがたい施設であって、知事が公衆衛生上支障がないと認めたものについては、当該基準の一部または全部を適用しない。

3 第1項の基準の細目は、規則で定める。

(営業施設の基準)

第4条 法第51条に規定する基準は、次の各号に掲げる営業の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 次号から第4号までに掲げる営業以外の営業 別表第2に定める基準
- (2) 自動車営業 別表第3に定める基準
- (3) 自動販売機営業 別表第4に定める基準
- (4) 特定簡易営業 別表第5に定める基準

2 前項の規定にかかわらず、営業の形態その他特別の事情により、知事が公衆衛生上支障がないと認めたものについては、前項の基準の一部または全部を適用しない。

3 第1項の基準の細目は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年条例第75号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

ただし、第1条中滋賀県食品衛生基準条例別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成16年規則第2号で平成16年2月27日から施行)

付 則 (平成21年条例第42号)

この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第2条、第4条および別表第2の改正規定ならびに同表の次に3表を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 営業施設の管理

- (1) 営業施設およびその周辺は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。
- (2) 食品取扱量は、営業施設の規模および能力に応じた量とすること。
- (3) 営業施設には、営業に必要な物品を置き、または動物を入れないこと。
- (4) 営業施設の採光、照明、換気および通風は、十分に行うこと。
- (5) 排水がよく行われるよう、排水溝の清掃および補修を行うこと。
- (6) 年1回以上ねずみおよび昆虫の駆除作業を実施し、その実施記録を1年間保存すること。
- (7) 手洗設備は、清潔に保ち、手指の消毒設備を備えて、常に使用できる状態にしておくこと。

2 器具の管理

- (1) 器具は、それぞれの使用区分に従って使用すること。
- (2) 器具は、清潔に保つこと。
- (3) 食品に直接接触する器具を使用した後は、当該器具を洗浄し、必要に応じ、熱湯、蒸気、殺菌剤等で消毒すること。
- (4) 器具の洗浄に洗剤を使用する場合は、適正な洗剤を適正な濃度で使用すること。
- (5) 器具は、常に点検し、故障、破損等があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。
- (6) 器具および分解した部分品は、それぞれ所定の場所に衛生的に保管すること。
- (7) 洗剤、殺虫剤、殺菌剤等は、それぞれ明確な表示をして、食品、添加物、器具および容器包装（以下「食品等」という。）と区別して保管すること。
- (8) 冷蔵および冷凍の温度ならびに加熱および殺菌の温度、圧力および時間は、常に適正に管理すること。

3 給水設備の管理

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用する場合は、年1回以上水質検査を行い、当該水質検査の成績書を1年間保存すること。
- (2) 前号の水質検査の結果、飲用に適さない水であることが判明したときは、直ちに知事に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 滅菌装置または浄水装置を設ける場合は、定期的に点検すること。
- (4) 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。

4 汚物の処理

- (1) 廃棄物の処理は、適正に行うこと。
- (2) 営業施設および器具の清掃用の器材は、専用の場所に保管すること。
- (3) 便所は、定期的に殺虫および消毒をすること。

5 食品等の取扱い

- (1) 食品等は、清潔に、かつ、迅速に取り扱い、汚物、有毒な、もしくは有害な物質もしくは病原微生物またはこれらのものに汚染された物により汚染されないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 食品および添加物の仕入れに当たっては、品質、表示、衛生状態等について点検すること。
- (3) 食品および添加物は、種類別に区分して、適正な温度で衛生的に保管すること。
- (4) 添加物を使用する場合は、正確に計量し、適正に使用すること。
- (5) 製造し、または加工した食品等について、年1回以上規格試験その他の検査を自主的に行い、その成績書を1年間保存すること。
- (6) 飲食に起因する健康被害の発生しやすい食品を製造し、加工し、または調理する場合は、製品から検体を採取し、一定の期間保存すること。

6 従事者に係る衛生管理

- (1) 知事が行う食品衛生に関する講習会を従事者に受講させること。
- (2) 従事者の健康診断は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行われるようにすること。
- (3) 知事から検便を受けるべき旨の指示があったときは、従事者に検便を受けさせること。
- (4) 常に従事者の健康管理に留意し、従事者が食品を介して感染するおそれのある疾病にかかったときは、食品を介して当該疾病がまん延することを防止するための適切な措置を講ずること。
- (5) 従事者は、作業中は清潔な作業衣を着用すること。
- (6) 従事者は、常に手指を清潔に保つこと。
- (7) 従事者は、営業施設内における所定の場所以外の場所において、着替え、喫煙、食事その他の食品衛生上支障が生じるおそれがある行為をしないこと。

7 管理運営要領

営業者は、営業施設の管理、食品等の取扱い等に係る食品衛生上の管理運営要領を作成し、従事者に周知させること。

8 食品衛生責任者

- (1) 知事が別に定める営業施設において食品の製造、加工、調理、運搬および販売を行う営業者は、その製造、加工、調理、運搬および販売を衛生的に管理させるため、当該施設ごとに、食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を置くこと。
- (2) 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、食品の製造、加工、調理、運搬および販売が衛生的に行われるよう従事者の監督および指導を行うこと。

別表第2（第4条関係）

第1 共通基準（すべての業種に適用する基準をいう。以下同じ。）

- 1 営業施設は、そのための専用施設とし、かつ、住居その他営業施設以外の場所と適当な方法で区画すること。
- 2 営業施設は、清潔な場所に位置すること。ただし、衛生上必要な措置が講じられている場合は、この限りでない。
- 3 営業施設は、食品取扱量に応じ、必要な広さを有すること。
- 4 営業施設には、ねずみ族、昆虫等の侵入を防止する設備を設けること。
- 5 作業場には、換気を十分に行うことができる設備を設けること。
- 6 作業場の天井等は、清掃しやすく、かつ、ほこりが落下しない構造であること。
- 7 作業場の内壁は、清掃しやすい構造であって、かつ、水を使用する場所にあつては、床からおおむね1.2メートルまでの部分は耐水性材料のものであること。
- 8 作業場の床は、耐水性材料のもので、清掃しやすい構造であつて、かつ、水を使用する場所にあつては、良好に排水することができる構造であること。
- 9 作業場には、原材料、食品、器具および容器を洗浄するのに十分な大きさの洗浄設備を設けること。ただし、包装された食品の販売のみを行う場合等原材料、食品、器具および容器の洗浄を必要としない場合は、この限りでない。
- 10 作業場の排水溝は、耐水性材料のものであつて、かつ、清掃しやすい構造であること。
- 11 作業場には、明るさを十分に確保することができる設備を設けること。
- 12 作業場（作業場を有しない営業施設にあつては、当該営業施設）には、流水式で手指の消毒剤を備えた手洗い専用の設備を設けること。
- 13 作業場には、器具を衛生的に保管することができる設備を設けること。
- 14 作業場には、飲用に適する水を豊富に供給することができる設備を設けること。
- 15 冷蔵もしくは冷凍を行う設備または殺菌のための加熱もしくは加圧を行う設備には、温度計、圧力計その他必要な計器が見やすい位置に設置されていること。
- 16 営業施設には、十分な容量およびふたを有し、かつ、汚液および汚臭の漏れない構造の廃棄物の容器で、容易に洗浄することができるものを備えること。
- 17 営業施設には、添加物を取り扱う場合には、専用の保管設備を設け、計量器を備えること。
- 18 便所は、作業場の清潔保持に影響を与えない構造であつて、かつ、流水式で手指の消毒剤を備えた手洗設備を備えること。

第2 業種別基準（業種ごとに適用する基準をいう。以下同じ。）

1 飲食店営業

- (1) 営業施設には、原材料置場および調理場ならびに必要なに応じて下処理場を設けるほか、仕出し屋にあつては放冷場、弁当屋にあつては放冷場および包装場を設けること。
- (2) 原材料置場、調理場および下処理場は、客席と区画すること。
- (3) 調理場には、食品を保存するのに十分な大きさの冷蔵設備を設けること。
- (4) 調理場には、洗浄のための給湯設備を設けること。
- (5) 第1の9の項の洗浄設備は、流しが2槽以上となること。ただし、器具を自動的に洗浄する設備を設ける場合、または加熱等のみを行う場合で衛生上支障がないと認められるときは、この限りでない。
- (6) 下処理場には、下処理用流しを設けること。
- (7) 放冷場には、放冷設備を設けること。

2 喫茶店営業

- (1) 営業施設には、原材料置場および調理場を設けること。
- (2) 原材料置場および調理場は、客席と区画すること。
- (3) 調理場には、食品を保存するのに十分な大きさの冷蔵設備を設けること。
- (4) 調理場には、洗浄のための給湯設備を設けること。

3 菓子製造業

- (1) 営業施設には、原材料置場、製造場および製品置場ならびに必要なに応じて下処理場を設けること。
- (2) 営業施設には、取扱品目に応じて冷蔵設備を設けること。
- (3) 製造場には、取扱品目に応じて発酵設備、殺菌設備、冷却設備および包装設備を設けること。

4 あん類製造業

- (1) 営業施設には、原材料置場、製造場および製品置場を設けること。
- (2) 製造場には、取扱品目に応じて浸豆槽、煮がま、製あん機、さらし用水槽、圧搾機および包装設備を設けること。
- (3) 製品置場には、冷蔵設備を設けること。
- (4) シアン化合物を含有する豆類を使用する場合にあつては、原材料置場に専用の保管設備を設けること。

5 アイスクリーム類製造業

- (1) 営業施設には、原材料置場、製造場および製品置場を設けること。
- (2) 製造場には、殺菌器、分注機および凍結設備ならびに取扱品目に応じて混合機、ろ過器、打栓機および包装設備を設けること。
- (3) 製品置場には、冷凍設備を設けること。ただし、ソフトクリームサーバー機のみを用いて製造する場合は、この限りでない。

6 乳処理業

- (1) 営業施設には、原材料置場、製造場および製品置場を設けること。
- (2) 製造場には、受乳槽、ろ過器、自記温度計を備えた殺菌器、冷却設備、自動充てん機および自動打栓機または自動密封設備を設けること。
- (3) 製品置場には、冷蔵設備を設けること。
- (4) 送乳用パイプは、洗浄および消毒が容易にできるものであること。

7 特別牛乳搾取処理業

(1) 搾取場

- ア 搾取場には、牛舎、搾乳室、器具取扱室、飼料取扱室、飼料調理室、隔離室および産室を設け、そのそれぞれに給水設備および洗浄設備を設けること。
- イ 器具取扱室には、蒸気による消毒設備またはこれと同等以上の能力を有する消毒設備を設けること。
- ウ 牛舎は、牛1頭ごとに区画し、前方に適切な保定設備を設けること。
- エ 屋根を備えた汚物だめ、汚物の焼却設備および密閉することができる汚水だめを設けること。

(2) 処理場

- ア 処理場には、原材料置場、製造場および製品置場を設けること。
- イ 製造場には、受乳槽、ろ過器、自記温度計を備えた殺菌器、冷却設備、自動充てん機および自動打栓機または自動密封設備ならびに取扱品目に応じて洗瓶機を設けること。
- ウ 製品置場には、冷蔵設備を設けること。
- エ 送乳用パイプは、洗浄および消毒が容易にできるものであること。

8 乳製品製造業

- (1) 営業施設には、原材料置場、製造場および製品置場を設けること。
- (2) 製造場には、取扱品目に応じて受乳槽、ろ過器、混合機、自記温度計を備えた殺菌器、発酵設備、冷却設備、自動充てん機、自動打栓機または自動密封設備および包装設備を設けること。
- (3) 製品置場には、冷蔵設備を設けること。
- (4) 送乳用パイプは、洗浄および消毒が容易にできるものであること。

9 集乳業

- (1) 営業施設には、受乳場および乳取扱場を設けること。
- (2) 乳取扱場には、冷蔵設備を設けること。
- (3) 送乳用パイプは、洗浄および消毒が容易にできるものであること。

10 乳類販売業

- (1) 営業施設には、販売場および取扱品目に応じて空瓶置場を設けること。
- (2) 販売場には、冷蔵設備を設けること。ただし、常温保存可能品のみを取り扱う場合は、この限りでない。

11 食肉処理業

- (1) 営業施設には、食肉置場、処理場および製品置場を設けるほか、生きた鳥獣を取り扱う場合には、荷置場を設けること。
- (2) 処理場には、鳥獣のとさつ、放血、脱毛等の処理を行う場合には、とさつ処理室を設けること。
- (3) 処理場には、包装を行う場合には、包装設備を設けること。
- (4) 食肉置場および製品置場には、冷蔵設備を設けること。
- (5) 処理場には、取扱品目に応じて羽毛、獣皮、骨等を衛生的に保管することができる設備を設けること。
- (6) とさつ処理室には、血液だめを設けること。

12 食肉販売業

- (1) 営業施設には、食肉置場および販売場を設けるほか、食肉処理を行う場合には、処理場を設けること。
- (2) 食肉置場および販売場には、冷蔵設備および取扱品目に応じて冷凍設備を設けること。

13 食肉製品製造業

- (1) 営業施設には、原材料置場、製造場および製品置場ならびに取扱品目に応じて下処理場を設けること。
- (2) 原材料置場および製品置場には、取扱品目に応じて冷蔵設備を設けること。
- (3) 製造場には、包装設備ならびに取扱品目に応じて漬込槽、くん煙設備、乾燥設備、殺菌器、中心部測定温度計および冷却設備を設けること。

14 魚介類販売業

- (1) 営業施設には、販売場ならびに必要なに応じて下処理場、生食用魚介類取扱場および空箱置場を設けること。
- (2) 販売場には、取扱品目に応じて冷蔵設備または冷凍設備を設けること。

15 魚介類せり売営業

- (1) 営業施設には、荷卸場、せり場、処理場および一時保管場所を設けること。
- (2) 営業施設には、冷蔵設備および取扱品目に応じて冷凍設備を設けること。
- (3) せり場には、必要なに応じて、魚介類が直接床面に接することを防止するための耐水性のすのこ、敷板等の設備を設けること。

16 魚肉ねり製品製造業

- (1) 営業施設には、原材料置場、製造場および製品置場ならびに取扱品目に応じて下処理場を設けること。
- (2) 原材料置場および製品置場には、冷蔵設備および取扱品目に応じて冷凍設備を設けること。
- (3) 製造場には、殺菌器、中心部測定温度計および冷却設備ならびに取扱品目に応じてらいかい機および包装設備を設けること。

17 食品の冷凍または冷蔵業

(1) 食品の冷凍業

営業施設には、荷扱場および冷凍室を設けること。

(2) 冷凍食品の製造業

ア 営業施設には、原材料置場、製造場および製品置場ならびに取扱品目に応じて下処理場を設けること。

イ 製造場には、包装設備および冷凍設備ならびに取扱品目に応じて殺菌器および冷却設備を設けること。

ウ 製品置場には、冷凍設備を設けること。

(3) 食品の冷蔵業

営業施設には、荷扱場および冷蔵室を設けること。

18 食品の放射線照射業

(1) 営業施設には、照射室、制御室ならびに独立した未照射食品倉庫および照射食品倉庫を設けること。

(2) 営業施設には、照射食品を検査するために必要な設備を設けること。

(3) 照射室には、食品に所定の放射線量を確実に照射することができる性能を有する照射装置で、清掃しやすく、かつ、機械油等によって食品を汚染することのない構造のものを設けること。

(4) 未照射食品倉庫および照射食品倉庫には、搬入口および搬出口をそれぞれ設けること。

19 清涼飲料水製造業

(1) 営業施設には、原材料置場、製造場および製品置場を設けること。

(2) 営業施設には、取扱品目に応じて冷蔵設備を設けること。

(3) 製造場には、自記温度計を備えた殺菌器または細菌ろ過器ならびに取扱品目に応じてろ過器および冷却設備を設けること。

(4) 製造場には、取扱品目に応じて充てん機および打栓機または密封設備を設けること。ただし、殺菌または除菌した後充てんする場合は、自動充てん機および自動打栓機または自動密封設備を設けること。

20 乳酸菌飲料製造業

(1) 営業施設には、原材料置場、製造場および製品置場を設けること。

(2) 営業施設には、取扱品目に応じて冷蔵設備を設けること。

(3) 製造場には、自記温度計を備えた殺菌器、発酵設備、冷却設備、自動充てん機および自動打栓機または自動密封設備ならびに取扱品目に応じて受乳槽およびろ過器を設けること。

(4) 送乳用パイプは、洗浄および消毒が容易にできるものであること。

21 氷雪製造業

(1) 営業施設には、製氷室および貯氷室を設けること。

(2) 製氷室には、ふたを有する凍結槽、エアパイプおよびブライン受けを設けること。

22 氷雪販売業

営業施設には、販売場および製品置場を設けること。

23 食用油脂製造業

(1) 営業施設には、原材料置場、製造場および製品置場を設けること。

(2) 製造場には、充てん機ならびに取扱品目に応じて前処理設備、搾油設備、精製設備、殺菌器および打栓機を設けること。

24 マーガリンまたはショートニング製造業

(1) 営業施設には、原材料置場、製造場および製品置場を設けること。

(2) 営業施設には、取扱品目に応じて冷蔵設備を設けること。

(3) 製造場には、包装設備ならびに取扱品目に応じて溶解槽、殺菌器、冷却設備および充てん機を設けること。

(4) 送油用パイプは、洗浄および消毒が容易にできるものであること。

25 みそ製造業

(1) 営業施設には、原材料置場、製造場、醸成場および製品置場を設けること。

(2) 製造場には、取扱品目に応じて製こうじ設備、殺菌器および充てん機を設けること。

26 醬（しょう）油製造業

(1) 営業施設には、原材料置場、製造場および製品置場ならびに取扱品目に応じて醸成場を設けること。

(2) 製造場には、打栓機または密封設備ならびに取扱品目に応じて殺菌器、充てん機、製こうじ設備および圧搾機を設けること。

27 ソース類製造業

(1) 営業施設には、原材料置場、製造場および製品置場ならびに取扱品目に応じて下処理場および熟成場を設けること。

(2) 営業施設には、取扱品目に応じて冷蔵設備を設けること。

(3) 製造場には、取扱品目に応じて充てん機、打栓機または密封設備、混合機および殺菌器を設けること。

28 酒類製造業

(1) 営業施設には、原材料置場、製造場、醸成場および製品置場を設けること。

(2) 製造場には、充てん機および打栓機または密封設備ならびに取扱品目に応じて製こうじ設備、圧搾機、ろ過器および殺菌器を設けること。

29 豆腐製造業

- (1) 営業施設には、原材料置場および製造場ならびに取扱品目に応じて製品置場を設けること。
- (2) 製造場には、磨砕機、煮沸がま、圧搾器および冷却用水槽ならびに取扱品目に応じて包装設備を設けること。
- (3) 製品置場には、冷蔵設備を設けること。
- (4) 包装豆腐を製造する場合にあっては、製造場に充てん機、密封設備および殺菌器を設けること。

30 納豆製造業

- (1) 営業施設には、原材料置場、製造場および製品置場を設けること。
- (2) 製造場には、発酵設備ならびに取扱品目に応じて包装設備および乾燥設備を設けること。
- (3) 製品置場には、取扱品目に応じて冷蔵設備を設けること。

31 めん類製造業

- (1) 営業施設には、原材料置場、製造場および製品置場を設けること。
- (2) 製造場には、取扱品目に応じて混合機、製めん機、ゆで槽、冷却用水槽、乾燥設備および包装設備を設けること。
- (3) 製品置場には、取扱品目に応じて冷蔵設備を設けること。

32 そうざい製造業

- (1) 営業施設には、原材料置場、製造場および製品置場ならびに取扱品目に応じて下処理場を設けること。
- (2) 原材料置場および製品置場には、取扱品目に応じて冷蔵設備を設けること。
- (3) 製造場には、取扱品目に応じて放冷設備および包装設備を設けること。
- (4) 製造場には、取扱品目に応じて殺菌器を設けること。ただし、容器包装詰加圧加熱殺菌食品を製造する場合は、自記温度計を備えた殺菌器を設けること。

33 缶詰または瓶詰食品製造業

- (1) 営業施設には、原材料置場、製造場および製品置場ならびに取扱品目に応じて下処理場を設けること。
- (2) 原材料置場には、取扱品目に応じて冷蔵設備を設けること。
- (3) 営業施設には、打栓機または密封設備ならびに取扱品目に応じて充てん機、自記温度計を備えた殺菌器および冷却設備を設けること。

34 添加物製造業

- (1) 営業施設には、原材料置場、製造場および製品置場を設けること。
- (2) 営業施設には、原材料および製品を検査するために必要な設備を設けること。ただし、検査機関に検査を依頼する場合は、この限りでない。
- (3) 製造場には、計量設備ならびに取扱品目に応じてかくはん装置および包装設備を設けること。
- (4) 原材料置場および製品置場には、取扱品目ごとに区分して保管することができる設備を設けること。

別表第3（第4条関係）

第1 共通基準

- 1 営業施設は、そのための専用施設とし、かつ、運転席その他営業施設以外の場所と適当な方法で区画すること。
- 2 営業施設は、営業を行わない場合には閉鎖することができる構造であって、かつ、ほこり等により汚染されない構造であること。
- 3 営業施設は、食品取扱量に応じ、必要な広さを有すること。
- 4 営業施設の天井は、清掃しやすく、かつ、ほこりが落下しない構造であること。
- 5 営業施設の内壁および床は、耐水性材料のものであって、かつ、清掃しやすい構造であること。
- 6 営業施設には、明るさを十分に確保することができる設備を設けること。
- 7 営業施設には、流水式で手指の消毒剤を備えた手洗い専用の設備を設けること。
- 8 営業施設には、十分な容量およびふたを有し、かつ、汚液および汚臭の漏れない構造の廃棄物の容器で、容易に洗浄することができるものを備えること。
- 9 営業施設には、食品および器具を衛生的に保管することができる設備を設けること。
- 10 営業施設には、食品を保存するのに十分な大きさで、かつ、食品を摂氏10度以下に保存することができる冷蔵設備で、外部から温度が測定することができるものを備えること。ただし、冷蔵を必要としない食品のみを取り扱う場合は、この限りでない。
- 11 営業施設には、18リットル（飲食店営業、喫茶店営業および菓子製造業にあつては、50リットル）以上の容量およびふたを有し、かつ、さびにくい材料の給水槽で、容易に洗浄することができるものを備えること。
- 12 営業施設には、使用水量に応じ、必要な容量の排水槽を備えること。

第2 業種別基準

- 1 飲食店営業（調理の方法が軽易な食品で規則で定めるものを取り扱う営業に限る。）
営業施設には、流しが2槽以上の流水式の洗浄設備を設けること。ただし、器具を自動的に洗浄する設備を設ける場合、または簡易な調理のみを行う場合で衛生上支障がないと認められるときは、1槽の流しを有するものとするすることができる。
- 2 喫茶店営業、菓子製造業（製造および加工の方法が軽易な食品で規則で定めるものを取り扱う営業に限る。）およびアイスクリーム類製造業（ソフトクリームサーバー機を用いて製造するものに限る。）

営業施設には、流水式の洗浄設備を設けること。

3 乳類販売業、食肉販売業（容器包装により包装された食肉の販売のみを行うものに限る。）

および魚介類販売業（魚介類の販売のみを行うものに限る。）

第1の10の項の冷蔵設備は、外部から食品を確認することができるものであること。

別表第4（第4条関係）

- 1 自動販売機は、屋内に位置すること。ただし、屋根、防水シート等で雨水を防止できる場合は、この限りでない。
- 2 自動販売機は、清潔な場所に位置すること。ただし、衛生上必要な措置が講じられている場合は、この限りでない。
- 3 自動販売機には、取扱品目に応じて飲用に適する水を十分に供給することができる設備を設けること。
- 4 自動販売機の設置の場所には、十分な容量およびふたを有し、かつ、汚液および汚臭の漏れない構造の廃棄物の容器で、容易に洗浄することができるものを備えること。

別表第5（第4条関係）

第1 共通基準

- 1 営業施設は、そのための専用施設とし、営業施設以外の場所と適当な方法で区画すること。
- 2 営業施設は、清潔な場所に位置すること。
- 3 営業施設は、食品取扱量に応じ、必要な広さを有すること。
- 4 屋外に設置する営業施設には、屋根を設けるほか、背面および側面には、覆いを設けること。
- 5 営業施設には、必要に応じ、明るさを十分に確保することができる設備を設けること。
- 6 営業施設の周辺には、流水式の手洗い専用の設備があり、かつ、営業施設には、手指の消毒剤を備えること。
- 7 営業施設には、十分な容量およびふたを有し、かつ、汚液および汚臭の漏れない構造の廃棄物の容器で、容易に洗浄することができるものを備えること。
- 8 営業施設には、食品および器具を衛生的に保管することができる設備を設けること。
- 9 営業施設には、食品を保存するのに十分な大きさで、かつ、食品を摂氏10度以下に保存することができる冷蔵設備を設けること。ただし、冷蔵を必要としない食品のみを取り扱う場合は、この限りでない。
- 10 営業施設には、18リットル以上の容量およびふたを有し、かつ、さびにくい材料の給水槽で、容易に洗浄することができるものを備えること。ただし、営業施設内に飲用に適する水を豊富に供給することができる設備が設けられている場合は、この限りでない。
- 11 営業施設には、使用水量に応じ、必要な容量の排水槽を備えること。ただし、排水溝が営業施設に接している場合であって、排水を当該排水溝により衛生的に処理することができる場合は、この限りでない。

第2 業種別基準

- 1 飲食店営業（調理の方法が軽易な食品で規則で定めるものを取り扱う営業に限る。）、喫茶店営業、菓子製造業（製造および加工の方法が軽易な食品で規則で定めるものを取り扱う営業に限る。）およびアイスクリーム類製造業（ソフトクリームサーバー機を用いて製造するものに限る。）

営業施設には、流水式の洗浄設備を設けること。

- 2 乳類販売業、食肉販売業（容器包装により包装された食肉の販売のみを行うものに限る。）および魚介類販売業（魚介類の販売のみを行うものに限る。）

第1の9の項の冷蔵設備は、外部から食品を確認することができるものであること。

滋賀県食品衛生法等施行細則

昭和47年12月1日滋賀県規則第82号

改正

昭和62年6月15日規則第35号
昭和63年3月7日規則第5号
平成3年4月1日規則第29号
平成3年11月30日規則第64号
平成6年3月31日規則第17号
平成7年11月24日規則第85号
平成9年3月31日規則第14号
平成10年10月1日規則第61号
平成12年3月31日規則第59号
平成13年10月26日規則第105号
平成16年4月21日規則第36号
平成17年3月31日規則第24号
平成17年4月1日規則第32号
平成21年4月1日規則第18号

〔滋賀県食品衛生法施行細則〕をここに公布する。

滋賀県食品衛生法等施行細則

一部改正〔平成12年規則59号〕

滋賀県食品衛生法施行細則（昭和33年滋賀県規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「省令」という。）および滋賀県食品衛生基準条例（平成12年滋賀県条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成12年規則59号〕

（へい死した獣畜または家きんの肉等の検査員）

第2条 法第9条第1項ただし書に規定する当該職員は、と畜場法（昭和28年法律第114号）第19条第1項に規定すると畜検査員または食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第39条第1項の職員とする。

一部改正〔平成3年規則64号・16年36号〕

（検査命令書）

第3条 政令第5条第1項の検査命令書は、検査命令書（別記様式第4号）によるものとする。

一部改正〔昭和62年規則35号・平成12年59号・16年36号〕

（検査申請書）

第4条 政令第5条第2項の申請書は、検査申請書（別記様式第5号）によるものとする。

一部改正〔昭和62年規則35号・平成16年36号〕

(公衆衛生上の措置の基準の細目)

第5条 条例第3条第3項に規定する同条第1項の基準の細目は、自動車営業および特定簡易営業である場合であつて、営業の用に供する食品の加工または調理をあらかじめ行うときは、専用の営業施設を使用することとする。

全部改正〔平成12年規則59号・21年18号〕

(調理等の方法が軽易な食品)

第6条 条例別表第3第2の1の項の調理の方法が軽易な食品で規則で定めるものは、煮物、焼物その他の飲食に供する直前に加熱調理する食品とする。

2 条例別表第3第2の2の項および別表第5第2の1の項の製造および加工の方法が軽易な食品で規則で定めるものは、焼菓子その他の販売に供する直前に加熱処理する食品であつて、その製造および加工の方法が簡易な操作によるものとする。

3 条例別表第5第2の1の項の調理の方法が軽易な食品で規則で定めるものは、煮物、焼物その他の飲食に供する直前に加熱調理する食品であつて、その調理の方法が簡易なものとする。

全部改正〔平成12年規則59号・21年18号〕

(営業許可申請書)

第7条 規則第67条第1項および第2項の申請書は、営業許可申請書(新規・継続)(別記様式第6号)によるものとする。

一部改正〔昭和62年規則35号・平成9年14号・16年36号〕

(承継届出書)

第7条の2 規則第68条第1項の届出書は、承継届出書(相続)(別記様式第7号)によるものとする。

2 規則第69条第1項および第70条第1項の届出書は、承継届出書(合併・分割)(別記様式第7号の2)によるものとする。

追加〔平成7年規則85号〕、一部改正〔平成9年規則14号・13年105号・16年36号〕

(許可証の掲示)

第8条 法第52条第1項の許可を受けた者(以下「許可営業者」という。)は、営業を行うときは、許可証を営業施設内の場所であつて外来者から見やすい位置に掲示するものとする。

一部改正〔昭和62年規則35号・平成12年59号・16年36号〕

(取扱種目の変更の届出)

第9条 許可営業者は、次に掲げる営業の取扱種目の区分について、第7条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。

- (1) 飲食店営業では、仕出し屋または弁当屋の区分およびその他の区分
- (2) あん類製造業では、あん製造およびほしあん製造の区分
- (3) アイスクリーム類製造業では、アイスクリーム類製造、ソフトクリーム製造および氷菓製造の区分
- (4) 乳製品製造業では、発酵乳製造、乳飲料製造またはクリーム製造の区分およびその他の区分

- (5) 食品の冷凍または冷蔵業では、食品冷凍、食品冷蔵および冷凍食品製造の区分
- (6) 醬（しょう）油製造業では、醬（しょう）油製造およびアミノ酸醬（しょう）油製造の区分
- (7) めん類製造業では、生めん製造および乾めん製造の区分
- (8) 缶詰または瓶詰食品製造業では、缶詰食品製造および瓶詰食品製造の区分
- (9) 食肉処理業では、鳥肉および獣肉の区分
- (10) 食肉販売業では、鳥肉および獣肉の区分

一部改正〔昭和62年規則35号・平成12年59号・16年36号〕

（申請事項の変更の届出）

第10条 規則第71条の規定による申請事項の変更の届出は、営業許可申請事項変更届（別記様式第8号）を提出することにより行うものとする。

一部改正〔昭和62年規則35号・平成16年36号〕

（休廃業等の届出）

第11条 許可営業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、本人（法人にあつては、その代表者または清算人）または配偶者その他同居の親族は、その旨を15日以内に知事に届け出なければならない。

- (1) 廃業したとき。
- (2) 本人が死亡（法人にあつては、解散）または所在不明となつたとき。
- (3) 30日以上休業しようとするとき、または30日以上休業している者で復業しようとするとき。

一部改正〔昭和62年規則35号・平成12年59号〕

（監視指導施設の報告）

第12条 次に掲げる営業および施設の経営者または管理者は、業務を開始した日から10日以内に業務開始報告書（別記様式第9号）を営業の施設等の所在地を管轄する保健所の長（以下「保健所長」という。）に提出するものとする。

- (1) 法第4条第7項に規定する営業（政令第35条各号に掲げる営業を除く。）
- (2) 規則第78条各号に掲げるおもちやの製造業または販売業
- (3) 営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定または多数の者に食品を供与する場合における当該施設

2 前項の規定による提出をした者は、業務を行わなくなつたときは、その旨を15日以内に保健所長に報告するものとする。

一部改正〔昭和62年規則35号・平成12年59号・16年36号〕

（食品衛生管理者設置届）

第13条 規則第49条第1項の届書は、食品衛生管理者設置（変更）届（別記様式第10号）によるものとする。

一部改正〔昭和62年規則35号・平成16年36号〕

（食品衛生責任者設置の報告）

第14条 許可営業者は、条例別表第1第2の2の項第1号の食品衛生責任者を置いたときまたは変更したときは、速やかに食品衛生責任者設置（変更）報告書（別記様式第11号）を保健所長に提出するものとする。

全部改正〔平成21年規則 号〕

(乳牛等の疾病等の届出)

第15条 乳搾取業者は、搾乳の用に供する牛または山羊が省令別表の1法第9条第1項に規定する厚生労働省令で定める場合の部に掲げる疾病にかかり、もしくはその疑いがあり、または同部に掲げる異常があるときは、速やかに、その旨を保健所長に届け出なければならない。

全部改正〔平成16年規則36号〕

付 則

- 1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に法第21条の規定により許可を受けて営業している施設については、この規則による改正前の滋賀県食品衛生法施行細則（昭和33年滋賀県規則第4号。以下「旧規則」という。）第12条の規定は、昭和49年3月31日までの間、なおその効力を有し、この規則第11条の規定は、同日まで適用しない。
- 3 旧規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則にそれぞれ相当する規定がある場合は、この規則によりなされたものとみなす。
- 4 この規則の規定により改正された様式は、当分の間、従前の様式を 適宜補正して使用することができる。

付 則（昭和62年規則第35号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の滋賀県食品衛生法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（昭和63年規則第5号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則（平成3年規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成3年規則第64号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条、第12条、第15条および次項（滋賀県食品衛生法施行細則（昭和47年滋賀県規則第82号）第2条の改正規定に限る。）の規定は、平成4年4月1日から施行する。

付 則（平成6年規則第17号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に規定する様式による用紙は、平成7年3月31日までの間は、これを使用することができる。

付 則（平成7年規則第85号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成9年規則第14号）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県食品衛生法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

付 則（平成10年規則第61号）

- 1 この規則は、平成10年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

付 則（平成12年規則第59号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第9号に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成13年規則第105号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 3 この規則の施行の際現にある第1条から第8条までの規定による改正前のそれぞれの規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成16年規則第36号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県食品衛生法等施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成17年規則第24号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成17年規則第32号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成21年規則第18号）

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定、別表第2を削る改正規定および別記様式第5号から別記様式第10号までの改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

検査申請書

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

検査命令書

滋賀県達 第 号

営業者 住所
氏名

〒

申請者住所
フリガナ 氏名

年 月 日 生

(法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地および代表者の氏名)

食品衛生法第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり検査を受けるべきことを命じます。

年 月 日 滋賀県知事 氏 名

記

- 1 検査を受けるべき製品の名称
- 2 製造所または加工所の名称および所在地
- 3 検査を受けるべき製品の製造または加工の期間
- 4 検査の項目
- 5 試験品の採取方法
- 6 検査の方法
- 7 不良違反理由
- 8 検査を受けるべきことを命ずる具体的理由

食品衛生法第26条第1項の規定による検査を受けたいので、次のとおり申請します。

製 品 の 名 称	
製造所または加工所の名称および所在地	〒
製造または加工の年 月 日	
申 請 数 量	
備 考	

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
2 添付書類 検査命令書の写し

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

〒 申請者住所
氏 名

電話番号

年 月 日生

〔 法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名 〕

営業許可申請書(新規・系送系売)

食品衛生法第52条第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業所の所在地		電話番号	
営業所の名称等	別紙のとおり	種類	備考
1			
2			
3			
4			
5			
申請者の欠格事項	(1)食品衛生法または同法に基づく処分に違反して刑に処せられたり、その執行を終わらなかつた日から起算して2年を経過しないこと。 (2)食品衛生法第54条から第56条までの規定により2年を経過しないこと。		

食品衛生責任者	氏名	資格
---------	----	----

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 2 許可番号およびその年月日を記載する欄は、継続許可の場合のみ現に受けている許可の番号およびその年月日を記載すること。
 3 申請者の欠格事項の欄は、法人にあつてはその業務を行う役員を含むものとし、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときはその内容を記載すること。
 4 添付書類
 (1) 新規 上水道または簡易水道以外の水を使用する場合は、水質検査成績書
 (2) 継続 現在の営業許可証

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

〒 届出者住所

電話番号

氏 名

年 月 日生

被相続人との続柄

許可営業者の承継届出書(相続)

次のとおり相続により許可営業者の地位を承継したので、食品衛生法第53条第2項の規定により届け出ます。

被相続人の氏名および住所		電話番号	
相続開始の年月日	年月日	種類	備考
1			
2			
3			
4			
5			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

2 添付書類
 (1) 戸籍謄本

(2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

〒

主たる事務所の所在地

電話番号

フリガナ
法人の名称

フリガナ
代表者の氏名

許可営業者の承継届出書 (合併・分割)

次のとおり合併(分割)により許可営業者の地位を承継したので、食品衛生法第53条第2項の規定により届け出ます。

合併、分割の別		合併・分割(いずれかを○で囲むこと。)
合併により消滅した法人または分割前の法人	名称	〒
	主たる事務所の所在地および代表者の氏名	電話番号
合併または分割の年月日	年月日	
営業所の所在地	〒	電話番号
営業所の名称等		
許可番号および許可年月日	営業の種類	備考
1		
2		
3		
4		
5		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

注2 添付書類
合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

〒

届出者住所

電話番号

フリガナ
氏名

年 月 日 生

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名)

営業許可申請事項変更届

(住所・氏名 営業所の名称、屋号または商号 営業設備の概要) を変更したので、食品衛生法施行規則第71条の規定により届け出ます。

営業所の所在地		電話番号	
営業所の名称等	〒		
許可番号および許可年月日	営業の種類	備考	
1			
2			
3			
4			
5			
変更年月日	年 月 日	年 月 日	
変更内容	変更事項		
	変更前		
	変更後		
備考			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

注2 営業施設の変更の場合は、設備の平面図を添付し、変更の部分に朱筆すること。

食品衛生管理者設置 (変更) 届

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

届出者住所

氏 名

電話番号

〔 法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地および代表者の氏名 〕

年 月 日

業務開始報告書

(あて先)

滋賀県 保健所長

〒

届出者住所

電話番号

氏 名

年 月 日 生

〔 法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地および代表者の氏名 〕

次のおおり業務を開始したので、滋賀県食品衛生法等施行細則第12条第1項の規定により報告します。

営業所の所在地	〒	電話番号
営業所の名称等		
業務開始年月日	年 月 日	
営業の種類		
主要取扱食品		
施設の面積	㎡	
設備の概要	別紙のおおり	
従業員数	人	
給食施設にあつては1回の最高給食数		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

次のおおり食品衛生管理者を設置 (変更) したので、食品衛生法第48条第8項の規定により届け出ます。

営業施設	所在地	〒	電話番号
食品衛生法施行令第13条に規定する食品または添加物の別	名称		
食品衛生管理者	住所	〒	
	氏名		年 月 日生
	食品衛生法第48条第6項各号に掲げる資格		
	職名		
	職種		
	職務内容		
設置 (変更) 年月日	年月日	年 月 日	
変更のあつた場合は従来の食品衛生管理者の氏名			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

2 添付書類

- (1) 食品衛生管理者の履歴書
- (2) 食品衛生法第48条第6項各号のいづれかに該当することを証する書面
- (3) 営業者に対する関係を証する書面

食品衛生責任者設置 (変更) 報告書

年 月 日

(あて先) 滋賀県 保健所長

〒

届出者住所
フリガナ 氏名
電話番号

(法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地および代表者の氏名)

次のおり食品衛生責任者を設置 (変更) したので、滋賀県食品衛生法等施行細則
第14条の規定により報告します。

営 施	所 在 地	〒	電話番号
	名 称 等		
食 品 衛 生 責 任 者	営 業 の 種 類		
	氏 名		
	資 格 等		(1) 食品衛生管理者となることのできる者 (2) 栄養士 (3) 調理師 (4) 製菓衛生師 (5) 食鳥処理衛生管理者 (6) 船舶料理士 (7) 知事が指定する食品衛生責任者の養成のための講習ま たはこれと同等以上と認められる講習を修了した者 (いずれかを○で囲むこと。)
設 置 (変 更)	年 月 日	年 月 日	
変更のあつた場合は従 来の食品衛生責任者の 氏名			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

注2 添付書類
資格等を証する書面

○滋賀県製菓衛生師法施行細則

昭和42年7月10日滋賀県規則第39号

改正

昭和52年9月20日規則第50号

昭和58年3月31日規則第17号

平成8年4月1日規則第35号

平成10年10月1日規則第61号

平成12年12月26日規則第197号

平成14年1月18日規則第1号

平成19年4月1日規則第34号

平成19年12月26日規則第83号

滋賀県製菓衛生師法施行細則をここに公布する。

滋賀県製菓衛生師法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）の施行に関し、製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号。以下「政令」という。）および製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(製菓衛生師試験)

第2条 知事は、法第4条に規定する製菓衛生師試験を毎年1回以上行なうものとする。

2 前項の試験を行なう場合は、試験期日、試験場所、試験方法その他試験の施行について必要な事項を試験期日前1月までに滋賀県公報に公告する。

(受験の手続)

第3条 前条第1項に規定する試験を受けようとする者は、製菓衛生師試験受験願書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であることを証明する書類
- (2) 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写しもしくは卒業証明書または菓子製造業従事証明書（別記様式第2号）
- (3) 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第1に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る一級または二級の技能検定に合格した者にあつては、これを証する書類

(4) 写真

(合格証書の交付)

第4条 知事は、第2条第1項に規定する試験の合格者に対して合格証書（別記様式第3号）を交付する。

(製菓衛生師名簿の様式)

第5条 法第7条第1項に規定する名簿の様式は、製菓衛生師名簿（別記様式第4号）とする。

(免許申請書の様式)

第6条 政令第1条に規定する申請書の様式は、製菓衛生師免許申請書（別記様式第5号）とする。

(名簿訂正申請書の様式)

第7条 政令第3条第2項に規定する申請書の様式は、製菓衛生師名簿訂正申請書（別記様式第6号）とする。

(登録消除申請書の様式)

第8条 政令第4条第1項に規定する申請書の様式は、製菓衛生師名簿登録消除申請書（別記様式第7号）とする。

(免許証書換交付申請書の様式)

第9条 政令第5条第2項に規定する申請書の様式は、製菓衛生師免許書換交付申請書（別記様式第8号）とする。

(免許証再交付申請書の様式)

第10条 政令第6条第2項に規定する申請書の様式は、製菓衛生師免許書再交付申請書（別記様式第9号）とする。

(書類の経由)

第11条 法、政令、省令またはこの規則の規定により知事に提出する書類は、住所または居所の所在地を所轄区域とする保健所の長を経由しなければならない。ただし、県外に住所または居所を有する者が提出する場合は、この限りでない。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 滋賀県手数料規則（昭和31年滋賀県規則第12号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則（昭和52年規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和58年規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年規則第61号）

- 1 この規則は、平成10年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

付 則（平成12年規則第197号抄）

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成14年規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県製菓衛生師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成19年規則第34号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県製菓衛生師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成19年規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

製菓衛生師試験受験願書

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

製菓衛生師法第4条に規定する製菓衛生師試験を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて出願します。

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
住所	
電話番号	
職業能力開発促進法施行令別表第1に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る一級または二級の技能検定の合格の有無	有・無

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第2号 (第3条関係)

菓子製造業従事証明書

年 月 日生

- 1 従事者
住所
氏名
- 2 従事期間
年 月 日から
年 月 日まで
実施従事期間 日
- 3 従事した菓子製造業者の施設の名称および所在地ならびに証明当時の営業許可の年月日および番号 (廃業している場合は、廃業当時の営業許可の年月日および番号)
名称
所在地
営業許可年月日
番号
- 4 従事業務の概要
上記のとおり菓子製造業務に従事したことを証明します。
年 月 日
証明者 (菓子製造業者、都道府県菓子工業組合等)
住所
氏名

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

様式第3号 (第4条関係)

製菓衛生師試験合格証書

氏名 合格番号 年 月 日生

年 月 施行の製菓衛生師試験に合格したことを証します。

年 月 日

滋賀県知事

印

様式第4号 (第5条関係)

製菓衛生師名簿

登録番号	第	号	登録年月日	年 月 日
本籍地	都道府県 (国籍)			
住所				
氏名		性別	男	女
		生年月日	年 月 日	
免許取消年月日 とその理由				
名簿訂正年月日 とその理由				
登録の消年月日 とその理由				
免許証書換交付日 年 月 日 とその理由				
免許証再交付日 年 月 日 とその理由				
摘 要	受 賞		1 法第5条第1号該当 2 法第5条第2号該当 3 法付則第2項該当 4 法付則第3項該当	
	験 格			

様式第5号 (第6条関係)

製菓衛生師免許申請書

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

住 所
氏 名

下記により製菓衛生師の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 本籍地
氏 名 都道府県(国籍)
生年月日 年 月 日
性 別
- 2 年 月 日
都道府県 滋賀県
都道府県知事施行製菓衛生師試験合格

3 製菓衛生師法第8条の規定により免許の取消処分を受けたことはありません。(あるときは、処分都道府県知事名、処分年月日および処分を受けた理由)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第6号 (第7条関係)

製菓衛生師名簿訂正申請書

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

住 所
氏 名

登録事項について次のとおり変更があったので、名簿を訂正されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 変更のあった事項
変 更 後
変 更 前
- 2 変更年月日
- 3 免許証番号および免許年月日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第7号 (第8条関係)

製菓衛生師名簿登録消除申請書

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

住 所
氏 名

住 所
氏 名
生 年 月 日
性 別
登 録 番 号
第 号
登 録 年 月 日

次の理由により製菓衛生師名簿の登録を消除されるよう関係書類を添えて申請します。
登録消除の理由

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第8号 (第9条関係)

製菓衛生師免許証書換交付申請書

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

住 所
氏 名

免許証記載事項に次のとおり変更があったので、免許証の書換え交付をされるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 変更事項
変 更 後
変 更 前
- 2 変更理由

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第9号 (第10条関係)

製菓衛生師免許証再交付申請書

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

住所
氏名

住所名

生年月日

性別

登録番号

第 号 登録年月日

年 月 日

次の理由により製菓衛生師免許証の再交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

再交付申請の理由

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

○滋賀県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則

平成3年11月30日滋賀県規則第64号

改正

平成10年10月1日規則第61号

平成12年3月31日規則第61号

平成13年10月26日規則第105号

滋賀県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則をここに公布する。

滋賀県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下「法」という。）の施行に関し、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年政令第52号）および食鳥処理の事業の規則及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可書の交付)

第2条 知事は、法第3条の許可をしたときは、食鳥処理事業許可書（別記様式第1号。以下「許可書」という。）を交付する。

(食鳥処理事業許可申請書)

第3条 法第4条第1項の申請書は、食鳥処理事業許可申請書（別記様式第2号）とする。

(変更の許可の申請等)

第4条 法第6条第1項の許可を受けようとする者は、食鳥処理場構造（設備）変更許可申請書（別記様式第3号）に、食鳥処理場の構造または設備の変更内容を明らかにした図書を添えて提出しなければならない。

2 知事は、前項の許可をしたときは、食鳥処理場構造（設備）変更許可書（別記様式第4号）を交付する。

(変更の届出)

第5条 法第6条第3項の規定による届出は、食鳥処理事業許可事項変更届（別記様式第5号）により行わなければならない。

(承継の届出)

第6条 法第7条第2項の規定による届出は、食鳥処理事業承継届（別記様式第6号）により行わなければならない。

(食鳥処理衛生管理者の設置等の届出)

第7条 法第12条第4項の規定による届出は、食鳥処理衛生管理者設置(変更)届(別記様式第7号)により行わなければならない。

(休廃止等の届出)

第8条 法第14条の規定による届出は、食鳥処理場廃止(休止、再開)届(別記様式第8号)により行わなければならない。

(食鳥検査申請書)

第9条 省令第9条第2項の申請書は、食鳥検査申請書(別記様式第9号)とする。

(確認規程の認定の申請等)

第10条 法第16条第1項の規定による認定を受けようとする者は、確認規程認定申請書(別記様式第10号)を提出しなければならない。

2 知事は、前項の認定をしたときは、確認規程認定書(別記様式第11号。以下「認定書」という。)を交付する。

(変更の認定の申請)

第11条 法第16条第2項の規定による認定を受けようとする者は、確認規程変更認定申請書(別記様式第12号)を提出しなければならない。

(確認状況の報告)

第12条 法第16条第7項の規定による報告は、確認状況報告書(別記様式第13号)により行わなければならない。

(確認規程の廃止の届出)

第13条 法第16条第8項に規定する届出は、確認規程廃止届(別記様式第14号)により行わなければならない。

(届出食肉販売業者届)

第14条 省令第14条の届出書は、届出食肉販売業者届(別記様式第15号)とする。

(食鳥検査の実施の報告)

第15条 法第25条第3項の規定による報告は、食鳥検査実施報告書(別記様式第16号)により行わなければならない。

(許可書等の掲示)

第16条 食鳥処理業者は、許可書を食鳥処理場の見やすい場所に掲げるものとする。

2 認定小規模食鳥処理業者は、認定書を食鳥処理場の見やすい場所に掲げるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条、第12条、第15条および次項（滋賀県食品衛生法施行細則（昭和47年滋賀県規則第82号）第2条の改正規定に限る。）の規定は、平成4年4月1日から施行する。

(滋賀県食品衛生法施行細則の一部改正)

- 2 滋賀県食品衛生法施行細則の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則 (平成10年規則第61号)

- 1 この規則は、平成10年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

付 則 (平成12年規則第61号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成13年規則第105号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている第2条の規定による改正前の滋賀県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則別記様式第11号に定める様式による確認規程認定書、第6条の規定による改正前の滋賀県美容師法施行細則別記様式第5号に定める様式による美容所検査確認済証、第7条の規定による改正前の滋賀県理容師法施行細則別記様式第5号に定める様式による理容所検査確認済証および第8条の規定による改正前の滋賀県クリーニング業法施行細則別記様式第3号の2に定める様式によるクリーニング所検査確認済証は、それぞれ第2条の規定による改正後の滋賀県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則別記様式第11号に定める様式による確認規程認定書、第6条の規定による改正後の滋賀県美容師法施行細則別記様式第5号に定める様式による美容所検査確認済証、第7条の規定による改正後の滋賀県理容師法施行細則別記様式第5号に定める様式による理容所検査確認済証および第8条の規定による改正後の滋賀県クリーニング業法施行細則別記様式第3号の2に定める様式によるクリーニング所検査確認済証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある第1条から第8条までの規定による改正前のそれぞれの規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

滋賀県指令 第 号

食鳥処理事業許可書

住所または所在地

氏名または名称

年 月 日付で申請のありました食鳥処理の事業の許可の申請については、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第3条の規定により次のとおり許可します。

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 処理する食鳥の種類
- 4 許可の条件

年 月 日

滋賀県 保健所長

印

変更許可等の履歴

変更許可等の年月日	変更事項

様式第2号 (第3条関係)

食鳥処理事業許可申請書

滋賀県知事 様

年 月 日

申請者 住所 氏名

電話 () —

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
ならびに名称および代表者の氏名)

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第4条第1項の規定により、次のとおり食鳥処理の事業の許可を申請します。

食鳥処理場の名称					
食鳥処理場の所在地					
処理する食鳥の状態	生鳥からの処理・食鳥とたいからの処理				
処理する食鳥の種類 および年間の処理計 面羽数	鶏	あ	ひ	る	七
		成	鶏	面	面
	プロイラー	羽	羽	羽	羽
食鳥処理場の構造および設備の概要	鶏	羽	羽	羽	羽
	その他	()			羽
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第5条第1項各号の該当の有無	有 ・ 無				

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第3号 (第4条関係)

食鳥処理場構造 (設備) 変更許可申請書

滋賀県知事 様

年 月 日

申請者 住所 氏名

電話 () —

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
ならびに名称および代表者の氏名)

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項の規定により、次のとおり食鳥処理場の構造 (設備) の変更の許可を申請します。

食鳥処理場の名称			
食鳥処理場の所在地			
処理する食鳥の種類	項目	変更前	変更後
食鳥処理場の構造 (設備) の変更の概要			
変更予定年月日	年 月 日		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第4号(第4条関係)

滋賀県指令 第 号

食鳥処理場構造(設備)変更許可書

住所または所在地

氏名または名称

年 月 日付で申請のありました下記の食鳥処理場の構造(設備)の変更については、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項の規定により次のとおり許可します。

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 構造(設備)の変更許可事項
- 4 許可の条件

年 月 日

滋賀県 保健所長

印

様式第5号(第5条関係)

食鳥処理事業許可事項変更届

滋賀県知事 様

年 月 日

届出者 住所
氏名

電話 () -

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
ならびに名称および代表者の氏名〕

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第3項の規定により、次のとおり食鳥処理の事業の変更の届出をします。

食鳥処理場の名称			
食鳥処理場の所在地			
許可の年月日および番号	年 月 日	滋賀県指令 第 号	
変更内容	事項	変更前	変更後
変更の理由			
変更年月日	年 月 日		

添付書類

食鳥処理事業許可書

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第6号 (第6条関係)

食鳥処理業承継届

滋賀県知事

様

届出者 住所

氏名

電話 () -

年 月 日

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり食鳥処理の事業の地位の承継をしたことの届出をします。

食鳥処理場の名称	
食鳥処理場の所在地	
許可の年月日および番号	年 月 日 滋賀県指令 第 号
地位の承継区分	相 続 ・ 合 併 ・ 分 割
地位を承継した年月日	年 月 日
承継前の食鳥処理事業者の住所および氏名	
承継後の食鳥処理事業者の住所および氏名	

注1 住所および氏名は、法人にあっては、主たる事務所の所在地ならびに名称および

代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

添付書類

地位を承継した事実を証する書類

食鳥処理事業許可書

様式第7号 (第7条関係)

食鳥処理衛生管理者設置(変更)届

滋賀県知事

様

届出者 住所

氏名

年 月 日

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
ならびに名称および代表者の氏名)

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第4項の規定により、次のとおり食鳥処理衛生管理者の設置(変更)の届出をします。

食鳥処理場の名称	
食鳥処理場の所在地	
食鳥処理衛生管理者 氏名、住所および 生年月日	氏名 住所 年 月 日 生
資格	格
設置(変更)年月日	年 月 日
変更に係る氏名および住所	変更前 変更後

添付書類

食鳥処理衛生管理者の資格を証する書面

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第8号 (第8条関係)

食鳥処理場廃止 (休止、再開) 届

年 月 日

滋賀県知事

様

届出者 住所 氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
ならびに名称および代表者の氏名〕

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第14条の規定により、次のとおり食鳥処理場の廃止 (休止、再開) の届出をします。

食鳥処理場の名称	
食鳥処理場の所在地	
許可の年月日および番号	年 月 日 滋賀県指令 第 号
廃止 (休止、再開) の年月日	年 月 日
休止の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
廃止 (休止、再開) の理由	

添付書類

廃止にあつては、食鳥処理事業許可書

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第9号 (第9条関係)

食鳥検査申請書

年 月 日

滋賀県知事

様

申請者 住所 氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
ならびに名称および代表者の氏名〕

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第5項の規定により、次のとおり食鳥検査を申請します。

食鳥処理場の名称					
食鳥処理場の所在地					
食鳥をとさつしようとする年月日	年 月 日				
食鳥検査を受けようとする食鳥	種類	品	種	羽	数

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

確認規程認定申請書

年 月 日

滋賀県知事 様

申請者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
ならびに名称および代表者の氏名〕

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項の規定により、次の食鳥処理場について確認規程の認定を受けたいので申請します。

食鳥処理場の名称	
食鳥処理場の所在地	

添付書類

確認を受けようとする食鳥処理場の確認規程(2部)
注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

滋賀県指令 第 号

確認規程認定書

住所または所在地

氏名または名称

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項の規定により、
年 月 日付で申請のありました次の食鳥処理場についての確認規程を認定しま
す。

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地

年 月 日

滋賀県 保健所長

印

変更認定等の履歴

様式第12号 (第11条関係)

変更認定の年月日	変更事項

確認規程変更認定申請書

年 月 日

滋賀県知事 様

申請者 住所
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地
ならびに名称および代表者の氏名)

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項の規定により、次の食鳥処理場について確認規程の変更の認定を受けたいので申請します。

食鳥処理場の名称	
食鳥処理場の所在地	
認定の年月日および番号	年 月 日 滋賀県指令 第 号
変更の理由	
変更内容	
変更予定年月日	年 月 日

添付書類

確認規程認定書

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第13号 (第12条関係)

確認状況報告書 () 月分

年 月 日

滋賀県知事 様

報告者 住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地
ならびに名称および代表者の氏名〕

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第7項の規定により、次のとおり確認状況を報告します。

食鳥処理場の名称	年 月 日 ~ 年 月 日				鶏	その他 ()
食鳥処理場の所在地						
確認期間	鶏 プロイラー	成	あ	ひ	る	七面鳥
食鳥処理をした食鳥の種類	羽	羽	羽	羽	羽	羽
処理羽数	羽	羽	羽	羽	羽	羽
基準に適合した羽数	羽	羽	羽	羽	羽	羽
基準に適合し なかつた羽数 および理由	理由					
	理由					
食鳥処理の事業 の規制及び 食鳥検査に関 する法律第19 条に基づく措 置	理由					
	理由					

添付書類

処理日別確認状況報告書

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第14号 (第13条関係)

確認規程廃止届

年 月 日

滋賀県知事 様

届出者 住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地
ならびに名称および代表者の氏名〕

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第8項の規定により、次のとおり確認規程の廃止の届出をします。

なお、確認規程の廃止期日の決定日までは、従前どおり確認規程による確認を実施します。

食鳥処理場の名称			
食鳥処理場の所在地			
認定の年月日および番号	年 月 日	滋賀県指令 第 号	号
廃止する理由			
廃止しようとする年月日	年 月 日		

添付書類

確認規程認定書

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

届出食肉販売業者届

滋賀県知事 様

届出者 住所
氏名

年 月 日

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
ならびに名称および代表者の氏名〕

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第17条第1項第4号の規定により、
次のとおり届出食肉販売業者の届出をします。

営業所の名称	
営業所の所在地	
食鳥の種類	鶏(ブロイラー・成鶏) あひる 七面鳥 その他()
食肉販売業の許可の 年月日および番号	年 月 日 滋賀県指令 第 号
食鳥とたいの主な入 手先	氏 名 住 所
食鳥とたいの主な販 売先	氏 名 住 所

添付書類
食肉販売の許可を受けていることを証する書面
注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

食鳥検査実施報告書

滋賀県知事 様

届出者 住所
氏名

年 月 日

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
ならびに名称および代表者の氏名〕

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第25条第3項の規定により、次の
とおり食鳥検査の実施状況を報告します。

食鳥処理場の名称						
食鳥処理場の所在地						
検査年月日	年 月 日					
入手先および産地						
食鳥の種類	鶏 ブロイラー	成 鶏	あ ひ る	七 面 鳥	そ の 他 ()	
食鳥の品種						
処理羽数	羽	羽	羽	羽	羽	羽
検査羽数	羽	羽	羽	羽	羽	羽
合格しなかつ た食鳥の内訳 理由	羽数					
食鳥処理の事 業の規制及び 食鳥検査に関 する法律第19 条に基づく措 置	羽数	羽	羽	羽	羽	羽
	内容					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

○滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例

平成4年10月7日滋賀県条例第42号

改正

平成7年10月18日条例第41号

平成13年12月27日条例第60号

平成15年12月25日条例第75号

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例をここに公布する。

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例

滋賀県ふぐ調理師条例（昭和48年滋賀県条例第16号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 ふぐ調理師（第3条—第12条）

第3章 ふぐ取扱施設および営業者（第13条—第18条）

第4章 ふぐの販売（第19条・第20条）

第5章 雑則（第21条・第22条）

第6章 罰則（第23条—第26条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、ふぐの取扱いおよび販売について必要な規制を行うことにより、ふぐの毒による食中毒の発生を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）ふぐの取扱い ふぐを食用に供するために、処理し、調理し、または加工することをいう。
- （2）処理 ふぐの卵巣、肝臓およびその他の部分で人の健康を損なうおそれのあるもの（以下「有毒部分」という。）を除去し、または塩蔵等により人の健康を損なわないようにすることをいう。
- （3）ふぐ調理師 ふぐ調理師の名称を用いてふぐの取扱いに従事することができる者として知事の免許を受けた者をいう。

(4) ふぐ取扱施設 ふぐの取扱いを業として行うための施設をいう。

(5) 営業者 第13条の規定により知事に届け出たふぐ取扱施設を経営する者をいう。

第2章 ふぐ調理師

(免許)

第3条 ふぐ調理師の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて知事が与える。

(1) 知事が行うふぐ調理師試験（以下「試験」という。）に合格した者

(2) 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項の調理師の免許を受けており、かつ、他の都道府県において処理に関する免許を受けている者であつて、知事が適当と認めるもの

2 ふぐ調理師の免許は、ふぐ調理師名簿に規則で定める事項を登録することによって行う。

3 知事は、免許を与えたときは、ふぐ調理師免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第4条 ふぐ調理師は、前条第2項の規定による登録事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。この場合において、免許証の記載事項に変更を生じたときは、免許証を添付し、その書換えを受けなければならない。

2 ふぐ調理師は、免許証を亡失し、またはき損したときは、速やかに免許証の再交付を知事に申請しなければならない。

3 ふぐ調理師は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

4 ふぐ調理師が死亡し、または失そうの宣告を受けたときは、同居の親族またはその他の同居者は、速やかに免許証を知事に返納しなければならない。

(試験)

第5条 試験は、ふぐ調理師として必要な知識および技能について、毎年1回以上知事が行う。

(受験資格)

第6条 試験は、調理師法第3条第1項の調理師の免許を受けている者でなければ、受けることができない。

(絶対的欠格事由)

第7条 知事は、第8条第1項第2号または第2項（第1号を除く。）の規定によりふぐ調理師の免許の取消処分を受けた日から1年を経過しない者に対しては、ふぐ調理師の免許を与えない。

(相対的欠格事由)

第7条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ふぐ調理師の免許を与えないことができる。

- (1) 視力または精神の機能の障害によりふぐ調理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤の中毒者
(意見の聴取)

第7条の3 知事は、ふぐ調理師の免許を申請した者について、前条第1号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定によりふぐ調理師の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(免許の取消し等)

第8条 知事は、ふぐ調理師が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すものとする。

- (1) 調理師法第6条の規定により調理師の免許を取り消されたとき。
- (2) 不正の手段によりふぐ調理師の免許を取得したとき。

2 知事は、ふぐ調理師が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消し、または期間を定めてその免許の効力を停止することができる。

- (1) 第7条の2各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第10条の規定による命令に違反したとき。
- (3) 第19条の規定に違反したとき。
- (4) ふぐ調理師の責めに帰すべき事由により、業としてのふぐの取扱いに関しふぐの毒による重大な事故を発生させたとき。
- (5) 免許証を他人に貸与し、または譲渡したとき。

3 ふぐ調理師は、前2項の規定によりふぐ調理師の免許を取り消されたときは、当該処分があったことを知った日から5日以内に、免許証を知事に返納しなければならない。

(ふぐ調理師の義務)

第9条 ふぐ調理師は、業としてふぐの取扱いに従事するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第13条の規定により届出がなされたふぐ取扱施設以外の場所で、ふぐの取扱いに従事しないこと。

- (2) 有毒部分を適切に除去し、除去した有毒部分は専用の不浸透性の容器に入れ、施錠すること。
- (3) 除去した有毒部分は、焼却等衛生上危害を生じない方法で処分すること。
- (4) ふぐの取扱いに用いた器具等は、十分に洗浄すること。

2 ふぐ調理師は、知事が指定するふぐ調理師講習を受けなければならない。

3 ふぐ調理師は、ふぐの取扱いに関する知識の修得および技能の向上に努めなければならない。
(ふぐの取扱いの停止等)

第10条 知事は、ふぐ調理師が次の各号のいずれかに該当するときは、当該ふぐ調理師に対し、必要な措置をとることを命じ、または期間を定めて、業としてのふぐの取扱いの停止を命ずることができる。

- (1) 伝染性疾患を有する者となったとき。
- (2) 前条第1項の規定に違反したとき。

(従事の制限)

第11条 ふぐ調理師でない者は、業としてふぐの取扱いに従事してはならない。ただし、ふぐ調理師（前条の規定によりふぐの取扱いの停止を命ぜられた者を除く。）の立会いの下にその指示を受けてふぐの取扱いに従事するときは、この限りでない。

(名称の使用制限)

第12条 ふぐ調理師でない者は、ふぐ調理師またはこれに類似する紛らわしい名称を用いてはならない。

第3章 ふぐ取扱施設および営業者

(ふぐ取扱施設の届出)

第13条 ふぐ取扱施設を営もうとする者は、あらかじめ、ふぐ取扱施設ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) ふぐ取扱施設の名称および所在地
- (2) 専任のふぐ調理師（専ら当該ふぐ取扱施設において、ふぐの取扱いに従事するふぐ調理師をいう。以下同じ。）の氏名
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(届出済証の交付等)

第14条 知事は、前条の規定による届出を受理したときは、ふぐ取扱施設届出済証（以下「届出済証」という。）を交付する。

- 2 営業者は、届出済証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに届出済証の書換えを知事に申請しなければならない。
- 3 営業者は、届出済証を亡失し、またはき損したときは、速やかに届出済証の再交付を知事に申請しなければならない。
- 4 営業者は、前項の規定により届出済証の再交付を受けた後、亡失した届出済証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

(届出済証の掲示)

第15条 営業者は、届出済証をふぐ取扱施設内の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(届出済証の返納)

第16条 次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる者は、速やかに届出済証を知事に返納しなければならない。

- (1) 営業者がふぐ取扱施設を廃止した場合 営業者（法人であるときは、その代表者）
- (2) 営業者が死亡し、または失そうの宣告を受けた場合 同居の親族またはその他の同居者
- (3) 営業者が法人であって、その法人が合併により解散した場合 その代表者であった者
- (4) 営業者が破産した場合 その破産管財人
- (5) 営業者が法人であって、その法人が合併または破産以外の理由により解散した場合 その清算人

(営業者の義務)

第17条 営業者は、ふぐ調理師またはふぐ調理師の立会いの下にその指示を受けてふぐの取扱いを行う者でなければ、ふぐの取扱いを行わせてはならない。

- 2 営業者は、ふぐ取扱施設に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 専任のふぐ調理師を置くこと。ただし、営業者が自ら専任のふぐ調理師となる場合は、この限りでない。
 - (2) 有毒部分を保管するため、施錠できる専用の不浸透性の容器を備えること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、ふぐの毒による食中毒の発生を防止するために必要な事項で規則で定めるもの

(ふぐの取扱いの停止等)

第18条 知事は、営業者が前条第2項の規定に違反したときは、当該営業者に対し、必要な措置をとることを命じ、または期間を定めて当該ふぐ取扱施設におけるふぐの取扱いの停止を命ずることができる。

第4章 ふぐの販売

(販売の制限)

第19条 ふぐは、処理したものでなければ、食品として販売（不特定または多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）に供してはならない。ただし、次に掲げる者に販売する場合は、この限りでない。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けた飲食店営業者（第13条の規定による届出をした者に限る。）、魚介類販売業者または魚介類せり売営業者
- (2) ふぐ調理師
- (3) 前2号に掲げる者のほか、規則で定める者

(表示)

第20条 ふぐを処理し、調理し、または加工した製品（容器包装に入れたものに限る。）を販売に供しようとする者は、規則で定める事項を容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装または包装の見やすい箇所に表示しなければならない。

第5章 雑則

(立入検査等)

第21条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ふぐ調理師、営業者その他の関係者から報告を求め、または食品衛生監視員（食品衛生法第30条第1項に規定する食品衛生監視員をいう。以下同じ。）にふぐ取扱施設に立ち入らせ、ふぐの取扱いの状況等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする食品衛生監視員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条の規定に違反した者
- (2) 第13条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

(3) 第17条第1項の規定に違反した者

(4) 第19条の規定に違反した者

第24条 第10条または第18条の規定によるふぐの取扱いの停止の命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条の規定に違反した者

(2) 第21条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者

(両罰規定)

第26条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して各本条の刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に経営されているふぐ取扱施設においてふぐの取扱いに従事するふぐ調理師に係る改正後の滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例（以下「新条例」という。）第9条第1項の規定の適用については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から3月間（当該期間内に、当該ふぐ取扱施設について次項の規定により適用される新条例第13条の規定による届出があったときは、当該届出があった日まで）は、当該ふぐ取扱施設を新条例第9条第1項第1号に規定する第13条の規定により届出がなされたふぐ取扱施設とみなす。

3 この条例の施行の際現にふぐ取扱施設を経営している者については、その者を新条例第13条に規定する者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日から3月以内に」とする。

4 新条例第19条の規定の適用については、施行日から3月間は、同条第1号中「飲食店営業者（第13条の規定による届出をした者に限る。）」とあるのは、「飲食店営業者」とする。

5 この条例の施行の際現に改正前の滋賀県ふぐ調理師条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項第1号のふぐ調理師試験に合格している者でふぐ調理師の免許を受けていないものについては、同項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

6 前項に規定するものを除くほか、施行日前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成7年条例第41号）

この条例は、滋賀県行政手続条例（平成7年滋賀県条例第40号）の施行の日から施行する。

〔施行の日＝平成8年1月1日〕

付 則（平成13年条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年条例第75号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成16年規則第2号で平成16年2月27日から施行）

○滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則

平成5年1月11日滋賀県規則第1号

改正

平成10年10月1日規則第61号

平成13年12月27日規則第118号

平成16年3月24日規則第9号

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則をここに公布する。

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則

滋賀県ふぐ調理師条例施行規則（昭和48年滋賀県規則第29号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例（平成4年滋賀県条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（免許の申請）

第3条 条例第3条第1項の規定によるふぐ調理師の免許の申請は、ふぐ調理師免許申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- （1） 条例第3条第1項第1号のふぐ調理師試験（以下「試験」という。）に合格した者であることを証する書類（他の都道府県において処理に関する免許を受けている者にあつては、その旨を証する書類および調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項の調理師の免許を受けていることを証する書類）
- （2） 視力もしくは精神の機能の障害または麻薬、あへん、大麻もしくは覚せい剤の中毒者であるかどうかに関する医師の診断書（申請前1月以内に診断されているものに限る。）

（登録事項）

第4条 条例第3条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- （1） 登録番号および登録年月日
- （2） 住所、氏名および生年月日
- （3） ふぐ調理師の免許の取得資格の種別に関する事項

2 ふぐ調理師名簿には、前項に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載する。

- （1） ふぐ調理師の免許の取消し等に関する事項

(2) 条例第3条第3項のふぐ調理師免許証（以下「免許証」という。）の書換えおよび再交付に関する事項

(3) 登録の消除に関する事項

(免許証の様式)

第5条 免許証は、別記様式第2号による。

(登録事項の変更等)

第6条 条例第4条第1項の規定による届出は、ふぐ調理師名簿登録事項変更届（別記様式第3号）によりしなければならない。

2 前項の場合において、氏名に変更を生じたときは、戸籍の抄本または謄本（日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条第1項に規定する登録証明書）を添えなければならない。

(免許証の再交付)

第7条 条例第4条第2項の規定による免許証の再交付の申請は、ふぐ調理師免許証再交付申請書（別記様式第4号）によりしなければならない。

2 前項の場合において、免許証をき損したときは、当該免許証を添えなければならない。

(免許証の返納)

第8条 条例第4条第3項もしくは第4項または第8条第3項の規定による免許証の返納は、ふぐ調理師免許証返納届（別記様式第5号）によりしなければならない。

(試験の科目)

第9条 試験の科目は、次のとおりとする。

(1) 学科試験

ア 衛生法規

イ 食品衛生学

ウ ふぐに関する知識

(2) 実技試験

ア ふぐの種類および内臓の識別

イ ふぐの処理技術

(試験の公告)

第10条 知事は、試験を行うときは、その日時、場所、科目、受験願書の提出期限その他試験に関し必要な事項をあらかじめ公告する。

(試験委員)

第11条 試験の実施に関する事務を行わせるため、ふぐ調理師試験委員を置く。

2 前項のふぐ調理師試験委員は、試験のつど、知事はその職員または学識経験を有する者のうちから任命し、または委嘱する。

(受験手続)

第12条 試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）は、ふぐ調理師試験受験願書（別記様式第6号。以下「受験願書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 調理師法第3条第1項の調理師の免許を受けていることを証する書類

(2) 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽、上半身正面向きで、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもの）

2 知事は、前項の受験願書を受理したときは、受験者に対してふぐ調理師試験受験票（別記様式第7号）を交付する。

(不正行為に対する処分)

第13条 知事は、受験者が試験に関して不正行為をしたときは、その者の受験を停止し、または合格を取り消すことができる。

(合格証書および合格証明書の交付)

第14条 知事は、試験に合格した者の氏名その他必要な事項をふぐ調理師試験合格者名簿に記載するとともに、その者に対して、ふぐ調理師試験合格証書（別記様式第8号）を交付する。

2 知事は、前項のふぐ調理師試験合格証書を亡失し、またはき損した者から、当該合格証書に代わる合格証明書の交付の申請があったときは、ふぐ調理師試験合格証明書（別記様式第9号）を交付する。

3 前項の規定による合格証明書の交付の申請は、ふぐ調理師試験合格証明書交付申請書（別記様式第10号）によりしなければならない。

(障害を補う手段等の考慮)

第14条の2 知事は、ふぐ調理師の免許の申請を行った者が条例第7条の2第1号に掲げる者に該当すると認める場合において、当該申請者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該申請者が現に利用している障害を補う手段または当該申請者が現に受けている治療等により障害が補われ、または障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

(ふぐ取扱施設の届出)

第15条 条例第13条第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) ふぐ取扱施設の営業の種類
- (2) ふぐの有毒部分の廃棄処分の方法

第16条 条例第13条の規定による届出は、ふぐ取扱施設届出書（別記様式第11号）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 専任のふぐ調理師の免許証の写し
- (2) 施錠できる専用の不浸透性の容器の写真（縦12.0センチメートル、横8.0センチメートルの大きさのもの）
- (3) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条各号に掲げる営業にあつては、当該営業に係る許可書の写し
- (4) 前号の営業以外の営業にあつては、ふぐ取扱施設の構造を記載した図面およびふぐ取扱施設の付近の見取図
（届出済証の様式）

第17条 条例第14条第1項のふぐ取扱施設届出済証（以下「届出済証」という。）は、別記様式第12号による。

（届出済証の書換え）

第18条 条例第14条第2項の規定による届出済証の書換えの申請は、ふぐ取扱施設届出済証書換え申請書（別記様式第13号）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 届出済証
- (2) 専任のふぐ調理師の氏名に変更を生じたときは、変更後の専任のふぐ調理師の免許証の写し

（届出済証の再交付）

第19条 条例第14条第3項の規定による届出済証の再交付の申請は、ふぐ取扱施設届出済証再交付申請書（別記様式第14号）によりしなければならない。

2 前項の場合において、届出済証をき損したときは、当該届出済証を添えなければならない。

（届出済証の返納）

第20条 条例第14条第4項または第16条の規定による届出済証の返納は、ふぐ取扱施設届出済証返納届（別記様式第15号）によりしなければならない。

（ふぐの毒による食中毒の発生を防止するために必要な事項）

第21条 条例第17条第2項第3号の規則で定める事項は、ふぐの運搬または貯蔵に際して、紛失ま

たは盗難が生じない処置を講ずることとする。

(販売の禁止の適用除外)

第22条 条例第19条第3号の規則で定める者は、ふぐの加工品等の製造業者（条例第13条の規定による届出をした者に限る。）とする。

(表示)

第23条 条例第20条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) ふぐを処理し、調理し、または加工した業者の氏名（法人にあつては、その名称）およびふぐ取扱施設の所在地
- (2) ふぐの種類
- (3) ふぐを処理し、調理し、または加工した年月日

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の滋賀県ふぐ調理師条例施行規則（以下「旧規則」という。）第8条の規定に基づき合格証書の交付を受けている者で、ふぐ調理師の免許を受けていないものに対する改正後の滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第3条の規定の適用については、同条第1号中「条例第3条第1項第1号のふぐ調理師試験（以下「試験」という。）に合格した者であることを証する書類」とあるのは「条例による改正前の滋賀県ふぐ調理師条例（昭和48年滋賀県条例第16号）第5条第1項第1号のふぐ調理師試験に合格した者であることを証する書類および調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項の調理師の免許を受けていることを証する書類」と、「調理師法（昭和33年法律第147号）」とあるのは「調理師法」とする。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(滋賀県聴聞規則の一部改正)

- 4 滋賀県聴聞規則（昭和35年滋賀県規則第71号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則（平成10年規則第61号）

- 1 この規則は、平成10年11月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にある関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

付 則（平成13年規則第118号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成16年規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

ふぐ調理師免許申請書

年 月 日

滋賀県知事 様

申請者 住所 氏名

ふぐ調理師の免許を受けたいので、滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第3条第1項の規定により次のとおり申請します。

ふりがな氏名	生年月日	年 月 日
ふぐ調理師となる資格	年 月 実施の滋賀県ふぐ調理師試験に合格 号	
	年 月 県(都道府)で処理に関する免許取得 号 免許証番号 第 号	
免許の取消しの有無	取消事由(有の場合)	
	有・無	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第2号 (第5条関係)

ふぐ調理師免許証

氏 名

年 月 日生

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例
(平成四年滋賀県条例第四十二号) 第三条
第一項のふぐ調理師の免許を受けた者であることを証します

年 月 日

滋賀県知事 印

ふぐ調理師名簿登録番号 第 号

様式第3号 (第6条関係)

ふぐ調理師名簿登録事項変更届

年 月 日

滋賀県知事 様

滋賀県知事 様

申請者 住所
ふりがな
氏名

申請者 住所
ふりがな
氏名

ふぐ調理師名簿の登録事項に変更を生じたので、滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する
条例第4条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

ふぐ調理師免許証の再交付を受けたいので、滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例
第4条第2項の規定により次のとおり申請します。

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
変更事項	1 氏名	2 住所	
変更内容	変更前	変更後	
変更年月日	年 月 日		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第4号 (第7条関係)

ふぐ調理師免許証再交付申請書

年 月 日

滋賀県知事 様

滋賀県知事 様

申請者 住所
ふりがな
氏名

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
再交付の理由	1 亡失	2 き損	
亡失・き損の理由			
亡失・き損の年月日	年 月 日		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第5号 (第8条関係)

滋賀県知事 様

年 月 日

届出者 住所

ふりがな
氏名
続柄

様式第6号 (第12条関係)

滋賀県知事 様

年 月 日

受験者 住所
ふりがな
氏名
生年月日
電話番号

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第4条第3項(第4条第4項、第8条第3項)の規定により、次のとおりふぐ調理師免許証を返納します。

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第3条第1項第1号のふぐ調理師試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

登録番号	第	号	登録年月日	年	月	日
氏名			生年月日	年	月	日
返納理由	1 免許証の再交付を受けた後、亡した免許証を発見したため 2 死亡したため 3 失そうの宣告を受けたため 4 ふぐ調理師免許の取消処分を受けたため					
返納事由の生じた年月日	年 月 日					

写 真
ちよう付欄

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

注1 続柄の欄は、ふぐ調理師以外の者が届出をする場合のみ、届出者と当該ふぐ調理師との続柄または関係を記入すること。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

ふぐ調理師試験受験票

受験番号	
受験者氏名	

1 試験日時

2 試験場所

3 持参品

4 注意事項

第 号

ふぐ調理師試験合格証書

氏名
生年月日

年 月 日

年 月 実施のふぐ調理師試験に合格したことを証します。

年 月 日

滋賀県知事

印

ふぐ調理師試験合格証明書

年 月 日

氏 名
生年月日

年 月 日

上記の者は、年 月実施のふぐ調理師試験に合格した者であることを証明します。(合格証書番号 第 号)

年 月 日

滋賀県知事

印

ふぐ調理師試験合格証明書交付申請書

年 月 日

滋賀県知事 様

申請者 住所
氏名

年度に実施されたふぐ調理師試験の合格証書を亡失(き損)したので、滋賀県ふぐの取扱いの親割に関する条例施行規則第14条第2項の規定により、次のとおり合格証明書の交付を申請します。

ふりがな 氏 名	生 年 月 日	年 月 日
合格証書番号 第 号	合 格 年 月 日	年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

ふぐ取扱施設届出書

年 月 日

滋賀県知事 様

届出者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
ならびに名称および代表者の氏名〕

ふぐ取扱施設を経営したいので、滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第13条の規定により次のとおり届け出ます。

ふぐ取扱施設	名称	
	所在地	
	電話番号	
専任のふぐ調理師の氏名		
営業の種類	1 飲食店営業 2 魚介類販売業 3 魚介類せり売営業 4 その他 ()	
有毒部分の廃棄処分方法		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(表)

第 号

ふぐ取扱施設届出済証

営業者の氏名 (名称)
ふぐ取扱施設の名称
ふぐ取扱施設の所在地

上記の施設は、滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第13条の規定による届出がなされたふぐ取扱施設であることを証します。

年 月 日

滋賀県知事 印

様式第13号 (第18条関係)

ふぐ取扱施設届出済証書換え申請書

年 月 日

滋賀県知事 様

申請者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
ならびに名称および代表者の氏名〕

ふぐ取扱施設届出済証の記載事項に変更を生じたので、滋賀県ふぐの取扱いの規制に
関する条例第14条第2項の規定により、次のとおり届出済証の書換えを申請します。

届出年月日	氏名	登録番号	登録年月日	確認印
・ ・		第 号	・ ・	
・ ・		第 号	・ ・	
・ ・		第 号	・ ・	
・ ・		第 号	・ ・	
・ ・		第 号	・ ・	
・ ・		第 号	・ ・	
・ ・		第 号	・ ・	
・ ・		第 号	・ ・	
・ ・		第 号	・ ・	
・ ・		第 号	・ ・	

年月日	内容	確認印
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		

届出済証番号	第 号
届出済証交付年月日	年 月 日
変更事項	1 営業者の氏名 (名称) 2 ふぐ取扱施設の名称 3 ふぐ取扱施設の所在地 4 専任のふぐ調理師の氏名
変更内容	変更前
	変更後
変更年月日	年 月 日

注1 ふぐ取扱施設の所在地に係る書換えについては、住居表示の変更の場合に限る。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第14号 (第19条関係)

ふぐ取扱施設届出済証再交付申請書

年 月 日

滋賀県知事

様

申請者 住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地
ならびに名称および代表者の氏名〕

ふぐ取扱施設届出済証の再交付を受けたので、滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する
条例第14条第2項の規定により次のとおり申請します。

ふぐ取扱施設の名称	
ふぐ取扱施設の所在地	
届出済証番号	第 号
届出済証交付年月日	年 月 日
専任のふぐ調理師の氏名	
再交付の理由	1 亡失 2 き損
亡失・き損の理由	
亡失・き損の年月日	年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第15号 (第20条関係)

ふぐ取扱施設届出済証返納届

年 月 日

滋賀県知事

様

届出者 住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地
ならびに名称および代表者の氏名〕
続柄

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第14条第3項 (第16条) の規定により、次の
とおりふぐ取扱施設届出済証を返納します。

ふぐ取扱施設の名称	
ふぐ取扱施設の所在地	
届出済証番号	第 号
届出済証交付年月日	年 月 日
返納理由	1 ふぐ取扱施設を廃止したため 2 営業者が死亡したため 3 営業者が失そうの宣告を受けたため 4 その他 ()
廃止等の年月日	年 月 日

注1 続柄の欄は、営業者以外の者が届出をする場合のみ、届出者と当該営業者との続
柄または関係を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。